諮問番号：令和元年度諮問第２９号

答申番号：令和元年度答申第３５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１１月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

老齢年金を受け取っていないときは、保護費が全額支給されていたが、老齢年金が支給される予定での支給前の保護費の減額は、不公平であり合理的でない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）年金の収入認定について

審査請求人は、老齢年金の支給日は１２月１５日であり、支給前の１２月１日に支給される１２月分保護費に収入充当（保護費を減額）するのは、不公平であり合理的でないと主張している。

しかしながら、審査請求人の老齢年金が、平成２９年９月分から支給開始されることとなったため、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８の３の（２）のアの（ア）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第８の１の（４）のアの規定のとおり、同年１０月１３日に受給した同年９月分の年金は同年１１月に、また、同年１２月１５日に受給する同年１０月分及び１１月分の年金は同年１２月及び平成３０年１月の保護費に分割して収入認定することとしたものと認められる。

なお、平成２９年１１月分保護費の変更決定は、保護費支給後の同月１５日に行ったため、局長通知の第１０の２の（８）に基づき、変更決定により生じた返納額（３４，０７５円）は同年１２月分保護費の収入充当額として計上することとしたものと認められる。

（２）審査請求人の生活費について

処分庁は、平成２９年１１月２７日時点の審査請求人の手持金の残額を確認し、法第１条及び第３条で要請されている最低限度の生活の保障の観点からの検討を行った上で本件処分を行ったものと認められ、本件処分に至る処分庁の判断過程に違法又は不当な点は認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１０月２８日　　諮問書の受領

令和元年１０月２９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１２日

口頭意見陳述申立期限：１１月１２日

令和元年１１月　８日　　第１回審議

　令和元年１２月　６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第８条は、基準及び程度の原則を定め、同条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めている。

（５）次官通知の第８の３の（２）のアの（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と定めている。

（６）局長通知の第８の１の（４）のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、６か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。

（７）局長通知の第１０の２の（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（後略）」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２７年４月３日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２９年９月分から、審査請求人に老齢年金が支給開始されることとなった。同年１０月２３日に、処分庁が審査請求人から受領した収入申告書によれば、老齢年金の収入が３４，０７５円と記載されている。

（３）処分庁は、平成２９年１０月１３日に審査請求人が受給した同年９月分の老齢年金（３４，０７５円）を同年１１月分の保護費に、また、同年１２月１５日に審査請求人が受給する同年１０月分及び１１月分の老齢年金（各月３４，０７５円）を同年１２月及び平成３０年１月分の保護費に、それぞれ収入充当することとした。平成２９年１１月１５日のケース記録票には、同月１日付けで、同月分保護費より３４，０７５円を年金認定額とし、差額については１２月分保護費で調整することを審査請求人に説明済みであると記載されている。

（４）平成２９年１１月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、同年１１月分保護費の変更決定処分（本件処分）を行った。弁明書には、同月２９日に、本件処分に係る保護決定通知書を審査請求人へ送付したと記載されている。また、本件処分により、１１月保護費について上記の収入充当を行い、その結果生じた返納額（３４，０７５円）は同年１２月分保護費の収入充当額として計上することとした。

（５）平成２９年１１月２７日に、処分庁が審査請求人から受領した資産申告書によれば、同日時点の審査請求人の資産は、現金が５，０００円、預貯金が１３６，２０４円であると記載されている。

（６）平成２９年１２月４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

審査請求人は、老齢年金の支給日は１２月１５日であり、支給前の１２月１日に支給される１２月分保護費に老齢年金を収入充当（保護費を減額）するのは、不公平であり合理的でないと主張している。

（１）老齢年金の収入認定について

本件処分は、処分庁が法並びに法第８条第１項及び第２項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準に従い行ったものであり、収入認定の取扱いについては、保護の実施機関が法に基づき処理することとされている法定受託事務を処理するに当たり、よるべき地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に基づき定めた処理基準である次官通知である前記１（５）に従い、審査請求人の老齢年金を収入として認定したものであるので、この点に違法又は不当な点は認められない。

（２）審査請求人の老齢年金支給日までの生活費について

処分庁は、平成２９年１１月２７日時点の審査請求人の手持金の残額（現金５，０００円、預貯金１３６，２０４円）を確認し、前記１（１）及び（２）で要請されている最低限度の生活の保障の観点から、審査請求人が老齢年金支給日まで生活を営む上で問題はないと判断した上で、前記１（６）及び（７）に従い老齢年金を収入充当した本件処分を行っていることから、処分庁の対応は妥当性を欠くものでないといえる。

また、処分庁は、前記２（３）のとおり、審査請求人に対し、老齢年金３４，０７５円を平成２９年１１月分の収入として認定することで生じた返納額を同年１２月分の収入充当額として計上することを説明している一方で、審査請求人は、老齢年金支給日までの生活費の遣り繰りが困難である具体的な事情について処分庁に説明した経緯が認められず、本件審査請求でもこの点に関する主張をしていないことから、本件処分に至る処分庁の判断過程に違法又は不当な点は認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子